解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年５月19日

沖縄県那覇市繁多川二丁目六番七号

有限会社アトレ

清算人　親泊　仲眞

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

青森県上北郡七戸町字蛇坂五七番地三

職業訓練法人七戸職業能力開発協会

清算人　野田頭義美

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月二十三日小田原市長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

神奈川県小田原市城山三丁目一一番一四号

小田原駅前分譲共同ビルマンション建替組合

清算人　髙橋　眞己

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月二十六日開催の定期総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

山梨県北杜市武川町山高一四三六―四

農事組合法人むかわ倶楽部

清算人　鈴木八州夫

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月二十一日豊橋市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番サーラタワー四階サーラ不動産内

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　石黒　功

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月八日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

熊本市西区城山上代町一一〇〇番地

宗教法人寂照院

清算人　弁護士　榎　崇文

連絡先　熊本市中央区京町二丁目一四番二五号　京町法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

宮崎県都城市都原町一四番地五

医療法人社団敬頼会

清算人　瀬ノ口**頼**久

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十二月十六日開催の社員総会の決議及び新潟県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

新潟市東区逢谷内一丁目二番八号

医療法人社団高橋小児科医院

清算人　髙橋　秀彰

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十九日

宮崎市大字田吉八二〇番地一

医療法人裕仁会

清算人　近藤　裕行

配当公告

大阪府摂津市鶴野三丁目三―二〇、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市上田辺町七番一七号

破産者　株式会社グッドビリーヴホールディングス

右の者に対する大阪地方裁判所令和四年（フ）第二九二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額　金二、二六九、七二〇、七一六円

一、配当をすることができる金額　金一四七、〇一八、八七九円

令和七年五月十九日

大阪市北区西天満二丁目六番八号堂ビル二一号室

破産管財人　宮崎　裕二

配当公告

大阪府摂津市鶴野三丁目三―二〇、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市上田辺町七番一七号

破産者　株式会社グッドビリーヴ

右の者に対する大阪地方裁判所令和四年（フ）第二九二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額　金五、九八八、〇二五、九三〇円

一、配当をすることができる金額　金三五〇、一八七、六八四円

令和七年五月十九日

大阪市北区西天満二丁目六番八号堂ビル二一号室

破産管財人　宮崎　裕二

第17期決算公告　令和７年５月19日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目９―１

仙台トラストタワー20階

株式会社ソルブレイン

代表取締役　櫻庭　誠司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,667,842
	固定資産	91,045
	合計	1,758,888
負債及び純資産の部	流動負債	221,877
	（うち賞与引当金）	(4,908)
	固定負債	12,028
	株主資本	1,524,983
	資本金	100,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	974,983
	（うち当期純利益）	(78,016)
	合計	1,758,888